

令和2年第8回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和2年8月31日(月) 13時40分			
出席委員 (18名)	1番 今吉 耕己	2番 今川 芳信	3番 二月田 努	4番 間世田 恵
	5番 西代 秀子	6番 岡村 勝敏	7番 中村 優志	8番 松下 さえ子
	9番 山之内 悟	10番 中園 真一	12番 田代 一友	13番 今吉 藤雄
	14番 笹峯 久雄	15番 大山 茂美	16番 今村 浩一	17番 東鶴 昭雄
	18番 常盤 信一	19番 槐島 睦夫		
欠席委員 (1名)	11番 長崎 恵里子			
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作	グループ長 富久 亮二	サブリーダー 中村 真貴子	
	主 査 有村 真一	主 査 剥岩 泰三	主 査 山下 良太	
	主任主事 水迫 時巳	主 事 鶴瀬 祐樹		
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)(案)の意見決定」について</p> <p>2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>3 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について</p> <p>4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p>			

開会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは早速第8回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は11番委員より欠席届が出されていますので18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は3番委員と4番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長が出席した会議等について報告]
議長(会長)	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)の意見決定」について

議長(会長)	次に議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転5件、利用権設定112件、中間管理権の設定4件の合計121件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が11件提出されております。これらにつきましては、各地で開催された農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につき

	まして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転5件、筆数16筆、面積25,086㎡、利用権設定112件、筆数255筆、面積568,308㎡、中間管理権の設定4件、筆数4筆、面積4,600㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。
議長（会長）	はい、事務局の報告が終わりました。只今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	なしという声がありましたので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請9件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1と2を16番委員。
16番委員	1番と2番は借人が同一人ですので一括してご報告いたします。申請地は霧島市水道部の東に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておられません。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,215㎡で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上でございます。
議長（会長）	次に、国分の3と4を18番委員。
18番委員	3番を報告いたします。申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場の西側に位置し、現況は不耕作地であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておられません。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は63,000㎡で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。 次に4番を報告いたします。申請地は敷根東集会所の南側に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておられません。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,169㎡で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の5を1番委員。
1番委員	5番を報告いたします。申請地は論地地区自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,067㎡で下限面

	積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の6と7を14番委員。
14番委員	6番と7番は受人が同一人ですのでまとめて報告いたします。申請地は国分野口西でございましたので、現地の調査を9番委員にお願いし、受人の聞き取り調査は私の方で行いました。報告いたします。申請地は子育て支援もくもくランドの北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,308㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、近くにアパートを持っておられ、1室は住まいとしているとのことでした。以上です。
議長（会長）	次に横川の8を6番委員。
6番委員	8番を報告します。申請地は植村駅の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,731㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の9を4番委員。
4番委員	9番を代読いたします。申請地は内野々地区集落センターの南に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は58,125㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	5番の持分2分の1の移転の内容はわかりますか。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	はい、この農地ですが、渡人と受人の双方が2分の1ずつ所有権を持っていました。3条をせずつとも渡人の方が2分の1の所有権を放棄すれば移転はできるのですが、3条にて所有権移転を行いたいとのことで今回の申請に至っております。
2番委員	元々の面積は1,000㎡位あったんですか。
事務局	いえ、元々の面積は510㎡です。
議長（会長）	2番委員、よろしいですか。
2番委員	はい。
議長（会長）	ほかに皆さんからご意見・ご質疑はありませんか。ないでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙

	手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第3号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が3件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず溝辺の1を4番委員。
4番委員	1番を報告いたします。申請地は上桑ノ丸公民館の北東に位置し、現況は農業用施設である。転用目的は農業用倉庫3棟、販売所1棟、休憩所1棟、簡易トイレ、駐車場を建設するものである。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。周囲の農地の用水路、排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の2と3を8番委員。
8番委員	2番について報告いたします。申請地は東郷団地の北西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて、道路側溝に流す計画のため問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。 続きまして3番を報告いたします。申請地は日当山駅の北西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は建売住宅5棟を建設するものである。農地区分は2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて、道路側溝に流す計画のため問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	[「なし」との声あり]
議長（会長）	それではないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員賛成]
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、溝辺の1、霧島の2、隼人の5につきましては、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に当たりますので、別途審議することといたします。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、牧園の3を1番委員。
1番委員	3番を報告いたします。申請地は内野々地区集落センターの南東に位置し、現況は農業用施設である。なお、平成30年11月30日頃、農業用施設にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の農業用施設等に該当すると思われる。転用目的は作業場、農業用資材置場を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていること

	から、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川の4を6番委員。
6番委員	4番を報告します。申請地は植村駅の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。なお、クヌギ200本を植林することでした。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、溝辺の1、霧島の2、隼人の5を除き許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は溝辺の1、霧島の2、隼人の5を除き許可することに決定いたしました。つきましては、9月4日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。
議長（会長）	はい、それでは次に、溝辺の1、霧島の2、隼人の5を審議いたしますが、この案件は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に抵触する案件でありますので、関係人であります10番委員と16番委員については、ここで退席をお願いいたします。
	〔10番委員、16番委員退席〕
議長（会長）	それでは調査委員の意見報告を求めます。まず溝辺の1と霧島の2を1番委員。
1番委員	1番を報告いたします。申請地は三縄自治公民館の北に位置し、現況は貯蔵庫等である。なお、昭和63年4月頃貯蔵庫等にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貯蔵庫、作業場、通路にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして2番です。申請地は梅之木自治公民館の北東に位置し、現況は農業用施設である。なお、昭和52年3月頃、農業用施設にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は畜舎、ロール置場、堆肥舎、運動場、資材置場を建設するものであり、既に建設済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の5を7番委員。
7番委員	5番を報告します。申請地は隼人公民館の北東に位置し、現況は店舗兼倉庫である。なお、昭和52年4月頃、店舗兼倉庫にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は店舗兼倉庫を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員の意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。

2番委員	はい。
議長（会長）	はい、2番委員。
2番委員	もう何十年も前の話ですが、許可を取らなかった理由は何があったんですか。わからなかったら結構なんですけど、なぜこのような組織が許可を取らずに建てたのか不思議でならないんですが。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	詳しい内容はわかりませんが、農用地区域内の場合、用途区分変更だけを済ませて転用をしていなかったとかというの也被考えられます。なぜ、今まで転用を行わなかったのかという詳しい理由は確認できておりません。
議長（会長）	よろしいですか。ほかにございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についての溝辺の1、霧島の2、隼人の5については、いずれも許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、溝辺の1、霧島の2、隼人の5は許可することに決定いたしました。ここで10番委員と16番委員の退席を解きますので着席をお願いいたします。
	〔10番委員、16番委員着席〕
議長（会長）	それでは10番委員と16番委員に報告いたします。溝辺の1、霧島の2、隼人の5はいずれも許可することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が28件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、福山の5は8月21日付けで取下願が出されていますので、合計は27件となります。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1と溝辺の2を4番委員。
4番委員	1番と2番を続けて報告させていただきます。申請地は湊公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は農家住宅、車庫、倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして2番。申請地は石峯自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は現場事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和2年9月15日から令和3年6月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上で終わります。
議長（会長）	次に溝辺の3と隼人の4を5番委員。
5番委員	はい、3番を報告します。申請地は横頭公民館の北西に位置し、現況は農家住宅等である。なお、昭和55年頃、建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は農家住宅、資材置場、農機具倉庫、穀物保管庫、堆肥小屋を各1棟建設するものでありますが、既に実現済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たし

	<p>ていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>4番。申請地は小田団地の東に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。</p>
議長（会長）	次に国分の6と7を2番委員。
2番委員	<p>6番。申請地は国分木原小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7番。申請地は国分城山公園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上。</p>
議長（会長）	同じく国分の8から11までを9番委員。
9番委員	<p>8番から11番まで続けて報告します。まず8番です。申請地は第一工業大学の北に位置し、現況は造成地である。なお、平成10年6月26日、テニスコートということで5条許可済みであるとの経緯書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして9番を報告します。申請地は市宮野口団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして10番を報告します。申請地は大穴持神社の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>11番を報告します。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の12と13を16番委員。
16番委員	12番と13番を続けて報告いたします。まず12番です。申請地は重久公民館の北東に位置し、現況は茶畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材

	<p>置場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして13番です。申請地は清水郵便局の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲8区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接の宅地18.61㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は2,366.61㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の14を1番委員。
1番委員	14番を報告します。申請地は陵南中学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の15を4番委員。
4番委員	15番について報告いたします。申請地は霧島総合支所の北に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で終わります。
議長（会長）	次に隼人の16から20までを5番委員。
5番委員	<p>16番を報告します。申請地は里中公民館の北と西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>17番。申請地は人権啓発センターの北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>18番。申請地は人権啓発センターの北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>19番。申請地は人権啓発センターの北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は事務所、倉庫を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p>



	<p>20番。申請地は住吉公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人の21と22を7番委員。</p>
7番委員	<p>21番を報告します。申請地は隼人町運動場の西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして22番を報告いたします。申請地は霧島市水道部の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は保育園を1棟建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人の23と24を8番委員。</p>
8番委員	<p>23番を報告いたします。申請地は日当山駅の北西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅5棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接地5条申請地の1,887.25㎡を一体利用するもので全体計画面積は2,232㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして24番を報告します。申請地は東郷団地の北西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に福山の25から27までを15番委員。</p>
15番委員	<p>25番を報告します。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして26番。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして27番。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置</p>

	をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく福山の28を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	28番を代読いたします。申請地は牧之原中学校の南に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
14番委員	はい。
議長（会長）	14番委員。
14番委員	少し細かい質問ですが、18番と19番は3㎡ほど合わないような気がします。どちらが正しいのでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局
事務局	はい、ご説明いたします。今回の申請は、1筆の農地について、ひとつは一般住宅、もうひとつは事務所と倉庫です。求積を取って頂きましたら3㎡ほどの誤差が出たとの事でした。以上です。
議長（会長）	よろしいでしょうか。ほかにありませんか。ないでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきましては、9月4日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。それでは以上で、令和2年第8回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、令和2年第8回霧島市農業委員会定例総会は終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 14時30分

3番

4番

19番